

平成21年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年3月10日 9時30分			議長	坂口久信
	延会	平成21年3月10日 13時40分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	欠
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	3番	平古場公子	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年3月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成21年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 川下武則	<p>1. 有明海再生に向けた今後の取り組みについて</p> <p>有明海再生に向けた国、県、町の取組状況を問う。</p> <p>(1)有明海特産の魚介類の生息環境調査はどうか。</p> <p>(2)有明海の漁業振興計画はどうか。</p> <p>(3)有明海の資源の回復状況はどうか。</p>	町 長
		<p>2. 町立太良病院の立て直しについて</p> <p>町立太良病院の立て直しは急務と思う。経営が赤字ということ町民は心配している。町の財政を厳しくさせている現状を1日も早く打開してもらいたいが、今後の太良病院の経営立て直しをどうするのか。町長の考えを問う。</p>	町 長
		<p>3. 太良町火葬場建設について</p> <p>岩島町政になって早2年経つが、前百武町長時代からの懸案事項だった火葬場の建設が現在どこまで進んでいるか。12月議会でも質問されてから3カ月経つ。この3カ月の進捗状況を問う。</p>	町 長
2	10番 山口光章	<p>1. 我が町における雇用対策について</p> <p>今、我が国では、非常に厳しい雇用問題に直面している。国、県においても色々な対策を考慮している状況である。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	10番 山口光章	<p>我が町にとっても恐らくそのような事態がおとずれるとも限らない。我が町の雇用対策（独自）はどのように考えていくのか。</p> <p>恐らく、企業の誘致も十分考えていく必要があると思うが、町の考え方を問う。</p> <p>企業の誘致は、町長のスローガンの一部でもあったと思うが。</p> <p>(1) 失業者に対しての町独自の支援策はどのように考えているのか。</p> <p>(2) 町において職を斡旋する部署を設ける考えはないか。</p> <p>(3) 雇用対策としての企業の誘致の将来像は。</p>	町長
3	2番 山口 巖	<p>1. 地域活性化・生活対策臨時交付金について</p> <p>(1) ノリ加工施設新設事業について</p> <p>(2) プレミアム商品券発行事業について</p>	町長
		<p>2. 太良町の農政について</p> <p>(1) イノシシ加工新設の考えについて</p> <p>(2) イノシシ緊急捕獲及び鳥獣捕獲について</p> <p>(3) さが農商工連携応援ファンドについて</p> <p>(4) 農地確保、利用支援事業の取り組みについて</p>	町長
		<p>3. 火葬場について</p> <p>平成21年度火葬場建設計画の取り組みについて問う。</p>	町長
4	5番 牟田則雄	<p>1. 町行政について</p> <p>(1) 要望書等の取り扱いについて</p> <p>(2) 町立病院建設時の考え方について</p> <p>(3) 山林行政について</p>	町長

午前 9 時 30 分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

入る前に、本日は下平副議長のほうがインフルエンザにかかって急遽欠席届が出ました。皆さんにうつしたくないというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は 6 名であります。質問の順序はお手元に配付しております表のとおりです。

1 番通告者川下君、質問を許可します。

○6 番（川下武則君）

議長の許可が出ましたので、通告書にのっとり質問をさせていただきます。

まず、1 問目の有明海再生に向けた今後の取り組みでございます。

有明海再生に向けた国、県、町の取り組み状況を聞きたいと思います。

まず 1 つ、有明海特産の魚介類の生息環境調査はどうなっているのか。

2 問目、有明海の漁業振興計画はどうなっているのか。

3 番目、有明海の資源の回復状況はどうなっているかについて問います。

○町長（岩島正昭君）

川下議員の 1 点目、有明海再生に向けた今後の取り組みについて、有明海再生に向けた国、県、町の取り組み状況等の質問にお答えいたします。

まず、1 番目の有明海特産の魚介類の生息環境調査はどうなっているかについてであります。平成 20 年 7 月 10 日の若林農林水産大臣談話に基づき、平成 16 年度から行われておりました国の直轄事業の平成 24 年度までの延長及び事業費の増額、そして、平成 21 年度からは新たに 3 カ年継続で、九州農政局の直轄事業である開門調査のための環境アセスメント調査、九州農政局の県への委託事業である有明海特産魚介類生息調査及び水産庁の県への委託事業である有明海漁業振興技術開発事業の取り組みが計画されております。

その委託事業の平成 21 年度内の内容は、県が平成 20 年度に実施した有明海沖合域の底質詳細調査、これは 400 点調査でございますけれども——の成果に基づく有明海特産魚介類生息環境調査で、サルボ、これはアカガイですね、アカガイの適正な生育条件の把握、タイラギ

等においては、底質層モガイ殻散布耕うんにより改善し、その後の稚貝等の生息状況や底質環境調査等を計画されております。

次に、2番目の有明海の漁業振興計画はどうなっているかということでございますけれども、水産庁から県への委託事業である有明海漁業振興技術開発事業費は、生息調査まで含めた160,000千円の関連予算で実施され、その内容は、種苗の大量放流等による資源回復と技術の開発をテーマに、アゲマキ、タイラギ、クルマエビ、ガザミについての種苗の大量放流を計画されております。

太良町の取り組みについてであります。まず、平成13年度に4市2町で設立した佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会においての情報収集、国、県及び国会議員への提案活動に取り組んでおります。

また、平成20年度から設置した大浦地区水産振興協議会において、漁業関係者、県の関係機関及び町の3者が、行政の事業方針案、漁業者としての意向、魚種、魚場特性、事業提案、現地確認等において情報を共有し、対応策を検討しております。それを受けて、県はモガイ殻散布海底耕うん及び大量種苗放流等事業を計画されております。

また、太良町では、ハード面において、モガイ殻散布集積場整備の原材料費相当の支援、モガイ殻導入に係る経費の支援を計画いたしております。なお、引き続き、竹崎カキ養殖の振興、ガザミ畜養試験の実施、ノリ養殖については、ノリ養殖漁業者の経営の安定のため、バラ干しノリ等生産者施設の設置についての支援を計画しているところでございます。

次に、3番目の有明海の資源の回復状況はどうなっているのかについてであります。全体的な平成20年度の漁獲につきましては、ガザミ、シバエビについては例年より漁獲が多く、それ以外の魚介類は平年並みの低い水準のまま推移していると聞いております。

また、資源の状況につきましては、大浦地区水産振興協議会、漁業者の方から魚介類の漁獲時期について、以前より、ある程度決まっていたが、近年はとるべき時期にとれず、とれない時期にとれたり、場所においても、以前と異なる場所でとれる等、変化等が著しいという意見等もあり、資源の状況につきましては、評価が難しいと推測されております。

今後の資源回復についてであります。平成20年6月から8月にかけて実施されたモガイ殻散布海底耕うん事業箇所、底生生物が大量に発生していると大浦地区水産振興協議会で漁業者から驚きの声が報告されており、今度、同様な事業が実施されることにより、優良魚種の回復が図られるのではないかと期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

今町長の説明の中で、400点調査の結果について、わかる範囲内で教えてもらえたら助かりますけど。どうしてかと言ったら、調査結果が、まだ漁民の方にほとんど報告されていない状況なんです。

実は、シバエビとかカニは昨年幾らかめどが立ったみたいな感じでとれたんですけど、タイラギのほうとかクルマエビとかは、ほとんどとれないというか、シバエビはとれたんですけど、クルマエビとタイラギがほとんどとれてなかったというか。

400点調査の結果について、もしわかる範囲内で結構なんで、教えてもらえたら助かります。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

400点調査の結果はどうなったかということでございますので、400点調査のまず目的から御説明いたします。

有明海沖漁場のタイラギ等の生息及び底質層の現状を広域的に調査して、漁場の環境や改善の効率的な取り組みにより水産資源の回復を図るために行われたもので、その結果をということでございますけれども、これにつきましては、佐賀県の有明海の漁場につきまして、平成19年9月5日から21日まで8日間実施されております。

そして、その調査の結果でございますけれども、先ほど申されたタイラギの生息、この辺につきましてお答えいたしたいと思っております。

タイラギの生息にとっての底質の最低限の条件として、調査結果では、砂分率、砂の割合が60から90%であること、それから、浮泥厚がゼロセンチメートルであること、AVSが0.2ミリグラム、グラム当たりですけれども、0.2ミリグラムの乾泥以下であるとの最低の条件が推察されるという結果が出ております。

以上です。

○6番（川下武則君）

続いて、2月28日の佐賀新聞で、160,000千円の有明海再生に対しての事業費が組まれたということなんですけど、この内訳がわかる範囲内でいいですから、それも教えてもらっていいでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

160,000千円の内訳ということでございますので、お答えいたします。

有明海クルマエビ4県共同放流高度化試験、これにつきまして34,847千円でございます。次に、有明海ガザミ放流4県共同高度化試験14,491千円でございます。サルボウ適性生息環境調査、これにつきましては34,000千円の事業費でございます。タイラギ等適性生息環境調査26,000千円、タイラギ増養殖技術開発試験8,330千円、アゲマキ増養殖技術開発試験42,332千円、以上、合計いたしまして160,000千円の事業費で21年度から計画されております。

以上です。

○6番（川下武則君）

今の内訳の中には、モガイ殻の散布は入っていないんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

先ほど申しました事業の中のタイラギ等適性生息環境調査費の26,000千円のうち24,000千円がモガイ殻散布海底耕うんの事業費であります。

それと、タイラギ増養殖技術開発試験費8,330千円のうち1,000千円もモガイ殻に関する事業費でございますので、合計いたしまして、先ほどの160,000千円のうち、25,000千円ほどはモガイ殻散布海底耕うんの事業費として予定されているようでございます。

以上です。

○6番（川下武則君）

そしたら、県のほうは、このモガイ殻の散布は、いつごろ予定されているかわかりますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

例年、モガイ殻散布につきましては、6月に実施される事業でございますので、ことしにつきましても6月に実施される予定と聞いております。

○6番（川下武則君）

私が、再三こうやって、何で有明海再生というふうに言うかといったら、さっきも町長の答弁の中にあつたように、時期がずれてとれたり、とれなくていいときにとれたりとかして、収入が本当に安定しないというか、それと、特に、私たちも若いときなんですけど、タイラギを主体に生活の生計を立てていたんですよ。そのタイラギが、ほとんどとれないというか、その状況が非常に危険水域というか、ここ10年ぐらいほとんどとれていないもんですから、若い後継者が育っていないんです。それで、再度このように質問をさせていただいております。

町長のスローガンの中に、融和のとれた明るい町づくりという中で、後継者が育たない町に融和とか楽しいとかというのが、どうしても欠けてくるんですよ。そういう意味でも、できれば国、県のほうに早く有明海の再生にもっともっと予算をつけてもらうように、町長にはお願いしたいと思います。

それで、次ですけど、2番目の町立太良病院の立て直しについて質問をさせていただきます。

町立太良病院の立て直しは急務だと思います。経営が赤字ということは、町民は心配しています。町の財政を厳しくさせている現状を一日も早く打開してもらいたいが、今後の太良病院の経営立て直しをどうするか、町長の考えを聞きたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

2点目の、今後の太良病院の経営の立て直しについてであります。議員御承知のとおり、昨年、総務省のアドバイザー事業を実施いたしまして、病院に対する経営改善指導を受けて

おります。

改善内容につきましては、既に実施したものがありますが、未実施部分については、公立病院改革プランの中に盛り込むという形で実施していきたいと考えております。

公立病院改革プランは、総務省が全国の多くの公立病院で、経営が極めて厳しい状況となっていることを踏まえ、今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な改革の実施が避けて通れないとの判断から、全国の公立病院に提出を求めているものであります。

これを受けて、太良町では、町内各種団体の代表者13名で構成された町立太良病院改革委員会を立ち上げ、改革プランについて現在審議をいただいているところでございます。この3月には一応の審議を終了し、町立太良病院改革プランとして3月末までに総務省へ提出することとなっております。この中に盛り込まなければならない経営形態の変更の部分につきましては、地方公営企業法全部適用と指定管理者制度のどちらかを選択するのか、今のところ3月末日までには結論が出ない状況となっておりますので、今後、県から講師等を招いて、経営形態についての勉強会を開催し、先進地視察等も実施して、委員の方々に十分御審議をいただいた後、ことしの5月、もしくは6月をめどに答申をお願いしたいと考えております。

さて、この町立太良病院改革プランに基づいて平成22年度から経営改革を実施していくこととなりますが、実際には、プランどおり改革は実施され、経営が改善されるかどうかの点検、評価を町立太良病院改革委員会の方々に引き続きお願いし、その結果については、町民の方々に公表することとしております。これにより、改革の確実な実施が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

町長の答弁で、非常にわかりやすく簡潔でいいんですけど、町民が何を求めているかといったら、実はサービスというか、うちの近所の子供たちも一緒なんですけど、実は2月に佐賀のほうから来て、ちょっと急病になったんで、太良病院のほうにちょっと電話したら、何か受け付けが5分か10分過ぎていただけで、ちょっと先生がもういらっやらないのでということで断られたりとか、そういう企業努力が物すごく足りないというか、総務省のほうからアドバイザーが来たりとか、いろんなことを昨年から言われているのに、それでもまだお医者さんたちの意識の改革が足りんとじゃなかというふうなことを言われて、それで私もこの一般質問をしたんですよ。

要は、医療改革ももちろんなんですけど、一番のあれは、町民の健康というか、そういうものを町立病院が維持、管理していくのが大体目的というか、それを子供たちが急病になったのを受け付けができないじゃ、やっぱり話にならないというか、院長ばかりいつも責めているみたいなんですけど、町民の皆さんが一番望んでいるのは何かといったら、安定し

た医療をいつでも受けられるというか、もちろん24時間体制が一番いいんですけど、そこまでは無理としても、5分、10分受け付けがおくれたから診察ができないというのはいかがなものかと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいま川下議員がおっしゃった件につきましては、私も存じ上げております。

言いわけをしたくはないですけれども、事実として私がつかんでおるのは、当日、土曜日の午前11時40分ぐらいに来られたそうなんですけれども、午前中については11時半で受け付けを通常終了しております。それで、その日は、たまたま小児科のドクターが12時には病院を出て、大学のほうに行かなければならないという状況がございまして、そこにやってこられたわけなんですけれども、まだ、数名診察をしなければならない患者様がおられて、それを全部診て終わっても12時にはドクターが出発できない状況だったと。それで、うちの受付の対応につきましては、既に先生も出らんばいかんし、35分か40分ぐらいだったという話なんですけれども、時間外対応になりますと、そういう対応で時間外で別の先生が診られますからということを行ったらしいんですけれども、それがお子さんがちょっとひどい病気だったという話なんですけれども、うちの受付では、ひどいかどうかというのは全然把握できてなくて、その父兄さんあたりもそういう状況をおっしゃらなかったんですよという話だったんですね。それで、どうしてもそこあたりの事実を聞きますと、親御さんあたりの考えと、こちらの対応のずれが生じて、そこで、ちょっとそういう憤慨されたというような形になってしまっているというふうに思われます。

したがって、こちらのほうとしても、おばあちゃんが来られて、その方には一応ちょっと対応がまずかったですねということで、申しわけございませんでしたということで謝りはしたわけですが、そのときの事情も大体こちらの取り扱いがそういうふうにならなければなら時間外になりますから、それでよろしかったらということで対応をしているものですが、もう少し、どういう状況ですかとか聞いたらよかったとかもしれんですけど、そのお子さんの状況をですね、そこまでちょっと至らなかったところが一つの問題点かなと思います。時間外ではきちんと対応しますよということは申し上げておりますので、皆さんがその状況をきちんと見比べた場合にどう思われるかは、ちょっとまた別の問題になってくるかなと、ただ、十分に対応できなかったというのは、そこはおわびを申し上げたいというふうに思います。

○6番（川下武則君）

本当に責める気はないんです。だけど、今も実はまだ病院に通われているんです。どういふことかといったら、親御さんも結局そこまでぐあいが悪いとかわからなかったというか、今言われるように、もし、これがばい菌が回って、ばい菌だったみたいなんですけど、ばい

菌が回って、あと30分おくらせていたら一命を結局なくしていたというか、そういう状態だったみたいなんですよ。

病院側が、太良病院がいいとか悪いとかの問題じゃなくて、太良病院は何のためにあるんだといったときに、何のために小児科が赤字でもずっとやっているかといったら、子供たちを守るためにやっているわけじゃないですか。私もお母さんから聞いたときに、実は非常に答えようがないんです。太良町の病院改革の中に、これが一番大事なことじゃないかなと思うんです。もし、子供さんが亡くなっていたら、病院はどういうふうな責任をとるかとなったときに、とれないじゃないですか。子供は生き返らないわけじゃないですか。だから、そこら辺の対応をもうちょっとやっぱりきちっとしておかないと、一命にかかわるんじゃないかと。実は田代病院にすぐ連れていったみたいです。そしたら、田代病院はすぐ救急車を呼んで、佐賀の医大のほうに搬送しているんですよ。それぐらいの配慮は、やっぱりするべきじゃなかったかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

確かに、おっしゃることはよくわかります。そのときの状況が、先ほども申しあげましたように、小児科のドクターは既に12時には出なければならぬというその日の予定があって、次、その当日のドクターが時間外で診ますよという対応をしておるわけですね。そこに、そういうことを申し上げたんですけれども、やっぱりこちらは、ちょっとそれは状況が全然わからなかったらしいんですけれども、その子供さんがどういう状況かですね、それでもう出ていかれて、多分田代医院のほうに行かれたというふうに判断をしますが、そこで、診るか診ないかというのは、一応診ますということは申し上げてはおるんですよ。そこをどうするか、分かれ道といいますか、そういう感じがします。本当は、看護師か何かきちんとはとってきて、そのお子さんの状況を見て、これはちょっとすぐ診せましょうというような形になるのが一番ベストだというふうに思うんですけれども、何と申しますか、受付でまず来られて、もう時間外でしょうというような話をされて、済みません、もう時間外対応をされてくださいということで申し上げているらしいので、ちょっとそこら辺が、後、太良病院もどういう対応をとったらいいかというのがちょっと難しいところがあるんですよ。それで、ちょっとそこが医院は比較的やりやすい面があるかもしれないんですけど、病院として、やっぱりそういう何と申しますか、先生が例えば大学に行ったりとか、そういうことでいろんな予定が入っておったりしているものですから、そこら辺を住民の方々が、その対応にどう思われるかですね、そこら辺が非常に難しい部分だというふうに考えます。

今議員がおっしゃるようにするのが一番ベストな、すぐ対応して、今いるドクターに診せるといのがベストな対応だと思うんですけれども、それがなかなかできにくい状況があると、そうした場合もあるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

こういうことは今度初めてじゃなくして、いろいろ皆さんたちから話があつておりますけど、これは時間外とか時間内とかの問題じゃないんですよ。わざわざ時間内ですけどと言わんでよかとですよ、やっぱり子供さんとなれば、相当の熱のあつたりなんたりして来とんさつとやっけんが、そこら付近の対応がまずだめということ、それと、ぜんなかその小児科が何か研修に行かにかいかんときは、内科があるんですよ。内科のドクターも診て、これはもうやばいとなれば、すぐ救急車を呼んでやる方法もあるんですよ。それともう1つは、事務の段階で、受け付けの段階で、時間外ですよじゃなくして、ある程度子供さんを診れば、熱があればいつもの顔色が違ふと。だから、すぐに看護師とかなんとか、ほかにおるはずですよ。だから、事務から呼んで、どうしたんですかと、こら熱のあんさつ、これはすぐやらんばけんというふうな、そこら付近の対応をまず今後もっと徹底的にせにや、やっぱり町民の皆さんが、せつかく太良病院を利用していただく以上は、もう少し内部改革もそこら付近も突っ込んでせにかいかんと思います。

今後、そういうふうなことで、強く指導していきたいと思いますので、御迷惑をおかけします。

○6番（川下武則君）

本当に町長ありがとうございます。

それで、次の3点目の太良町火葬場建設についての質問に移らせていただきます。

岩島町政になって、はや2年がたつが、前百武町長時代から懸案事項だった火葬場の建設が、現在どこまで進んでいるか、12月議会でも質問されて、はや3カ月たちますが、この3カ月間の進捗状況を聞きたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

3点目の太良町火葬場建設について、2月9日の全員協議会でも進捗状況を報告しておりますので、重複することがあるかと思いますが、お答えいたします。

昨年、11月に栄町区と太良町営火葬場建設検討委員会との協議をお願いしておりましたが、栄町区より先進地視察、勉強会等を行い、協議する時間が欲しいので延期したいとの申し出があつております。その後、栄町区は、島原市の島原斎場ほかを視察され、区内での協議を続けてこられました。1月28日に栄町区の代表者の方が来庁され、区内の意見もほぼまとまったので、延期していた検討委員会との協議を行いたいとの連絡があり、早速2月4日に検討委員会を開催し、栄町区との協議の件で御協議をいただき、その後、2月9日に栄町区と検討委員会との協議を栄町区公民館で行っております。

協議結果としましては、栄町区としては、建設に向けて前向きに検討したいが、新しい火葬場の位置についてはもう一度区内で協議をし、後日、町に回答したいとのことでございました。栄町区より2月25日に区長ほか役員の方が来庁され、現在地付近での建設の同意と検

討委員会へ栄町区より2名参加するとの御返事をいただいたところでございます。

御理解をいただきました杉谷区、栄町区の皆様に対しては、深くお礼を申し上げます。

また、今回の3月補正において、火葬場建設用地の購入費を計上いたしておりますが、土地所有者の方との鋭意交渉し、火葬場建設についての御理解を得ながら、火葬場建設が円滑に推進するよう最大限の努力を今後してまいりたいと思います。今、ほとんど8割方が用地交渉に入っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

今町長の答弁で大体のことはわかったんですけど、用地買収に入っているということで、8割方が進んでいるということですけど、用地買収が終わったら、今度はすぐに整地とか建設のほうも補正を出してでもするべきだと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

一応3月いっぱいまでには契約をできるだけ100%でお願いしたいと思います。その後、新年度につきましては、新年度予算で設計業務委託の予算を計上してあります。設計業務が終わりましたら、場合によっては、ある程度設計の内容等々に突き詰め、また検討委員会で位置の問題とか、どういうふうなことをやるかということを経済協議しまして、それがある程度原案で、素案で協議がまとまれば、補正で建設工事についてお願いしたい。補正というのは、造成工事と建築ですね、そういうふうに考えております。6月、8月、そうですね、一応計画ですけど、9月ぐらいには造成に入りたいと思っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

わかりました。

町民みんなが待ち望んでいることなので、早急に取りかかってもらって、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

2番通告者山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして質問をいたします。

近年、我が国におきましては、非常に厳しい雇用の問題に直面していると思われまます。今現在、国、県においてもいろいろな支援、また、その対策を考慮し、支援の策というものが十分に検討をしている最中でありまます。将来的に我が町にも恐らくそのような事態が発生す

るような気がいたします。そのような事態が訪れる前に、太良町独自の支援策を考えておくべきだと思いますが、町長の雇用に対する対策の考え方をお聞きしたいと思います。

働く場所がない、少ないという状況でもありますが、おのずと企業の誘致も頭に入れ、十分考えていく必要があると思います。企業の誘致は、町長の公約の一部だったような気もいたします。その部分も取り入れての答弁を求めます。

そこで、3点お尋ねします。

1点目は、これから先、我が町の失業者に対しての町独自の支援の策をどのように考えていかれるのか。

2点目は、町において職をあっせんする相談の窓口、部署を設ける考えはないのかということ。

3点目は、これから先の我が町の雇用対策としての企業誘致の将来像はどのようなものであるか。この3点について質問をいたします。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

山口光章議員の雇用対策についての質問にお答えいたします。

まず、1点目の失業者に対しての町独自の支援策についてであります。町内の企業立地の現況は、御存じのとおり小規模の従業員、20人以下の法人や個人経営の事業主がほとんどで、マスメディア等で報道されているような失業者の具体的な把握は、現在のところできておりませんが、町民の方の中には依然として町内に働き場を求め、職を探している方も少なくありませんし、特に若い世代の町内の雇用の場合は、大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

このように、町内での雇用の確保は、大変厳しい状況にありますが、町としても景気対策として、国、県と連携し、第2次補正予算に盛り込まれた交付金事業等を活用し、公共事業などに積極的に取り組み、地域経済の浮揚を図り、雇用を創出していきたいと考えております。

2点目の職をあっせんする部署の設置についてであります。平成16年3月に職業安定法が改正され、無料の職業紹介事業を地方公共団体ができるようになって5年が経過していますが、佐賀県内の市町では、専門の部署を設けて相談業務を行っている自治体はございません。町におきましても、今のところ専門の部署を新たに設置する予定はなく、従来どおり鹿島市にあるハローワークと連携調整を図りながら、求人、求職の情報提供を行いたいと考えております。

最後に、3点目の企業誘致の将来像についてであります。太良町の行政課題である少子高齢化問題や若者定住問題の対策は、喫緊の課題としてその対応が求められており、これらの問題の対策の方法として、雇用の確保を図る意味においても企業誘致を有効な手段として

とらえております。

企業誘致の効果として、雇用の確保はもちろん、税収増、地域経済の活性化など、地域に及ぼす影響は多大なものと思われまます。企業誘致は、全国の市町村との競争であり、その競争に打ち勝つためには、スピードが求められます。実際の事務として、企業との交渉を前に、誘致するための工業団地となる適地を選択し、造成工事等の整備が必要となり、かなりのリスクを負った財政負担が想定されますので、議会を初め、町民の皆さんの御理解と協力がなければ推進することはできません。太良町が置かれている立地条件を考慮すれば、必ずしも恵まれたものとは言えませんし、今すぐ誘致はできませんが、将来的に企業の誘致ができないものか検討し、県にも助言、指導を仰ぎながら、今後とも協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

1点目の質問に対して、1月20日の佐賀新聞では、佐賀市の教育委員会が独自の助成の策をとっておりますね。教育長も御存じと思っております。高校進学者に対して150千円の助成をするというようなことであります。しかし、それには保護者の解雇の条件などの必要性もあります。そのような知恵を絞ったやり方、また、その状況に応じて早急な対策を考えつく。執行部の頭の回転のよさ、事が起きてから、複雑になってからのぎりぎりの対応に、私はそのゆっくりのんびりしたやり方が、太良町には今までに多いと思います。そのような対策、対応策はどれくらい考えているのかお尋ねします。

これは、あくまでも人助けというような気しております。そしてまた、宮崎の国富町ですか、ここは、失業者に対して家賃の補助ですね、これも町独自の支援策というようなことで、補助額は30千円を超える場合、最長6カ月の助成をします。だから、太良町にも早く把握をして独特の個性、味を出してほしいんですよ。そういったところがちょっと少ないんじゃないかと、これだけあなた優秀な執行部の方がおられますし、こうやってみたいとか、いろいろあるんじゃないですかね。そういうことをお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員おっしゃることは、十分我々も検討はしております。

この雇用問題に携わる担当者として、今回の世界同時不況下での雇用の問題に関しましては、議員が求められるような具体策、つまり失業者に対して町独自の具体的な支援策というのが、失業者が実際に求められているような支援策というのは、御指摘のとおり打っていないのではないかと認識はしております。ただ、それ以前の問題として、この不況のあおりを負った失業者の方が、これも御指摘のとおりいらっしゃるのかと、実際いらっしゃると思われまますが、実態として、その実態を把握できていないと。また、失業者の方も現に町に来ら

れて、そういうふうな相談をされていないというのも我々の認識不足かもしれませんが、我々のほうにも相談に来られていないという実情であります。しかしながら、この経済不況による雇用情勢の悪化というのは、今はそうまでないのかもしれませんが、ボディーブローのように、徐々に徐々に田舎のほうにも影響は出てきて、ますます深刻化はするということで、遅かれ早かれ議員御指摘のとおり、早急な対策と雇用情勢にも悪影響を及ぼすおそれがあると推察はしておりますので、町としても先ほども答弁しましたとおり、地域経済界の活性化を図る意味でも、できること、基本的には公共事業等をできる限り発注して、経済対策に取り組んで、雇用の確保を図っていければと考えております。

○10番（山口光章君）

1つ簡単な例ですけれども、平成3年に17号、19号の台風があったときに、いろんな台風の被害に遭った方々のごみの捨て場とかなんとか、小長井町なんかは、2日後にはもうそれが全部出たわけですよ。そういった対応ですよ、台風の被害に遭った人たちの、ごみはどこに捨てたらいいのかとか、それは小長井町は二、三日で出ておるんですよ、町に対して。そういうふうな配慮が必要だというようなことで、私はそれを例に挙げて言いますが、このたび、1月の月に雇用の創出推進費が出ておりますよね、41億円、実際。市町は、29億円ぐらいですか、太良町の場合が73,000千円という数値が出ておりますけれども、これはどのような使い方をされるのか、そこら辺の計画性を出してほしいと思います。その73,000千円です。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

先ほどの地域雇用創出推進費でございますけれども、近年の経済不況に対して、国のほうが地方交付税の中に、地域雇用創出推進費ということで総額で5,000億円、都道府県が2,500億円、市町村が2,500億円という形で、地域雇用に創出するための財源ということで、地方交付税の中に算定をすると、21年度の分の地方交付税の分に算定するというので、太良町については、試算額として73,000千円程度の推進費が算出されるというようなことで新聞のほうに掲載されたというふうに考えております。

それで、この地域雇用創出推進費というのが、地方交付税の普通交付税の中に算入されております。それで、私どもも地域雇用創出推進費の73,000千円の使い道について、どういふふうな使い道をすればいいかというようなことで、県のほうにも問い合わせをし、その中で、この普通交付税の中の一つの算定の基準ということで、73,000千円が算入されるということでございますので、あくまでも一般財源というような形で、特に用途を追加調査とか、いろんな形で73,000千円の使い道について、どうしたこうしたというようなことはないというようなことで総務省のほうからも回答を得ているというようなことで、あくまでも一般財源の中の73,000千円というようなことで、今のところ了解をいたしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

100年に一度という世界的な不況だというようなことで、日本の経済も急速に悪化している状況でございますけれども、このたび県のほうが、緊急総合対策を見出したわけですね。522億円やったですかね。その対策で5つのポイントというのがありますけれども、県の資料で、これを読み上げたら切りがありませんけれども、この緊急総合対策について、太良町の考え方はどのように考えておられますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これについては、昨年末から一応県のほうから紹介がありまして、太良町でも緊急雇用、それとあと1つ、緊急雇用というのが大体半年、臨時緊急雇用対策ということで、臨時的に早急に、とにかく半年間、失業者を徹に救済をせると、公共団体ですね、そういうふうな関係で、そういう公共団体で事業をつくって、半年でもとりあえず緊急の避難的な処置でございます。

あと1つが、ふるさと雇用対策事業ということで、これについては3年間というふうな期限が、たしか3年間だったと思いますけれども、あって、うちのほうからは、県内でも申請を出して、今のところ教育委員会関係の事業ということで、たしか3事業申請をして、これについては、オーケーが出たという状況であります。

ふるさと緊急雇用については、今随時研究はしておりますけれども、一応21年度の申請は、これは佐賀県内でも少なく、まだその枠はあるということでございましたので、今後、他市町の申請状況とか、いろいろなマニュアル的なものが出てくると思いますので、そういうものを参考にして、町でもできる事業というのはつくり出して、雇用対策に努めなければいけないとは考えております。

○10番（山口光章君）

2点目の質問の中で、失業者とか職探しの町民の人たちに対して、職をあっせんしたり、また、職の相談をする窓口を設けたらどうかというようなことでお尋ねしたわけですが、ハローワーク等に、人任せというようなことで、町としては、まるっきりそういうふうな考え方を持っていないのかと、そのように認識してよろしいですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これについては、以前にも山口議員から御質問いただいております。そのときと回答は重複するとは思いますが、基本的にできないことはない。ただ、今やっているのは、毎週1週間分の求人、求職票というのは、ハローワークから来ております。それについて、情報はそういうふうな形で町に御相談に来られた場合は、一応その情報は提供するという形

で、基本的に町がハローワークの仕事をするとなると、いわゆる法律、職業安定法という法律にのっとって一応あっせん業務ができる申請をしなければならない。かつ、いろいろな労働関係とかの相談に乗るわけですから、専門的な資格を持った職員を配置しなければならないということでございます。現にその体制をとる場合に、かなりの経費がかかりますし、今のところ、車で30分以内のところ鹿島のハローワークが、これは国の機関でございますけれども、そういうふうな、例えばいろいろな相談窓口を設けて専門的にやっておられますので、うちはそういうハローワークと連携をとりながら、そういうふうな相談とか、相談まではいきませんけれども、情報提供はできる分はしてやっていくということでございます。

○10番（山口光章君）

私は、町内で職を失った方々のためだけじゃなくして、町外、県外でやっぱりそういうふうな雇用問題で、派遣切りとか、失業者が出たときに太良に帰ってきてみようと。けど太良に職がないと、そういうふうな窓口も必要じゃないかと思うわけですよ。だから、例えば専門的な職員を雇わないかんというようなことよりも、ハローワークの専門の人たちを3カ月に1回か呼んで相談会をしてもいいんじゃないかと、私はそのように思います。

そのような部署とか係を設けることによりまして、やはり町に対しての信頼度を町民に高めるとは思いますけど、そのようなことは考えられませんか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

現在、佐賀県のほうでも唯一、佐賀県のほうが就職あっせん相談については佐賀県内では県だけが一応県の部署で設置をして、相談をやって、先ほど申されましたUターン者とか、そういうふうな定年退職によってふるさとに戻られる方たちの就職相談とかなんとかについては、一応東京会場、大阪会場、あるいは県のホームページ等々でもやっておられます。

ハローワークとも一応協議をして、先ほど申されました巡回相談的なもの、これについては、一応こちらから御相談すれば、今の段階では御相談をして検討はしていただけるのではないかと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

これは、ちょっとお尋ねしたいんですけど、もう就職、進学も決定して、3月の月でございます。いろんな道へ進む高校生もおりますけれども、今現在の本年度の太良高校の就職率ですか、今年度はどのような状況であったか、教育委員会にお尋ねします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

詳しい内容については、まだこちらのほうとしては把握していない状況でありますけれども、太良高校の職員から承っている内容につきましては、本年度就職状況については、大変

先生方の御努力もあって、スムーズな就職状況を呈しているというお話を聞いております。とりわけ、大変名前の通っているトヨタとか、ダイハツとか、そのようなところにも就職できているというような状況で、これは生徒諸君の努力もさることながら、職員、あるいは地域住民の皆さん方の応援によるものであるというようなことも承っておりますので、本年度につきましては、とりわけ就職状況については、良好な状況ではないだろうかというふうに推測をしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

創立三十数年と、まだ歴史の浅い高校であるがため、やはり生徒にも望ましい、十分とした就職先も特別行き届かない面もあると思います。太良高校を存続させるためであったら、その中にどっぷり入ってしまっているのなら、やはり生徒の将来の就業先までもお手伝いする義務も出てくるんじゃないかと。補助金だけをやって、さあ、どうのこうのじゃなしに、やっぱりそういうふうな相談窓口というか、そういうふうな取りかかり方も必要性があるんじゃないかと思えますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、これは太良高校の存続問題に絡んで申し上げますと、出口の保証をいかにしてやるかということが志願者の増強にもつながることでありまして、同時にまた、魅力的な高校づくりにということについても、そのような観点が大変重要であろうというふうに思っております。

ことしの状況は大変いい状況であるというお話も聞いておりますので、やり方によっては、太良高校の卒業生の就職を、より良好な状況に持っていくということは可能であるというふうに思っておりますので、地元としても大いにそのようなものに応援をしていく体制づくりを進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

300人も500人も就職したり進学したり、進路を決めるわけじゃないんですから、やっぱり昔と違って、こういう不況の中でも簡単とはいきませんが、どうかこうにか就業率が伸びるんじゃないかと思っております。また、太良高校に行けば、これは父兄さんから聞いた話ですけども、十二分な職につけるといふ安心感が父兄の間でも太良高校に進学させるか、させないか将来像ですね、将来的なことがやっぱりネックになっていると、そのように聞いております。

そこで、職の相談窓口はともかく、太良高校の進路、就職の担当等、やっぱり進路の先生方と太良町が組んで、教育委員会が組んで、太良町自体も進路にかかわり合って、やっぱり

手助けをしてやるべきだと、そのように思いますけれども、教育長の考え方はどのようにお考えですか。要するに一体化するんですよ。

○教育長（陣内碩泰君）

先ほどから申し上げておりますように、議員おっしゃるようなことは十分考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

今度の新生太良高校について申し上げますと、県と地元との協働ということが一つの大きなテーマになっているところがございます。地元の協力なくしては、魅力的な高校づくりは、とてもじゃないけれども難しいと、積極的な地元の応援がぜひとも必要であると、そういうのが今回の一つのテーマになっているところがございますので、就職問題等も含めて、地元の応援体制をしっかりとつくっていかねばいけないだろうと、そのように考えるところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

3点目の企業誘致の問題で、町長も忙しい方とは思いますが、町長職として、太良町出身、全国の佐賀県人会、あるいは太良町人会との交流は、今現在、太良町としてどれくらいのおつき合いをしておられるかお尋ねしたいと思います。

極端にいいますと、どれくらいの企業とのおつき合いがあるかと。もったいないぐらいですよね、いろんな方が太良町から出て、いろんな企業におられるわけですよ。どういうおつき合いの仕方をやっておられるか質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

全国津々浦々で、佐賀県の県人会の方がおられますけれども、特に、県人会の方とはつき合っておりません。ただ、東京に11月に上京した折に、学校の先輩等々とはそこら付近の話をしておりますけれども、県人会の皆さんとのつき合いは、今のところまだやっておりません。

以上です。

○10番（山口光章君）

失業問題、雇用問題が発生すれば、おのずと職場、就業先が見えてきます。言うなれば、働く場所に遭遇するわけです。イコール企業の誘致対策、今まで幾度となく執行部のほうに一般質問でいろんな議員がお尋ねをしております。その答弁は同じことの繰り返しというように見受けられました。企業誘致に対して不適切な場所とか、企業を誘致する条件が薄いか、今まで一般質問をされた中で、どれくらいの企業誘致にかかわる施策を講じられたかです、その辺をお尋ねしたいと思います。

それで、私が一つ気にかかったのは、企業誘致等調査費ですか、前年度は436千円が本年度の予算では68千円となっておりますよね。差額が368千円と、その中で、こういうふうな

活動をもうやめるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

まず、前段について私のほうから御説明を申し上げます。

この企業誘致につきましては、まずは県の企業誘致対策課と現地を見ていただいて、町内全域を周り、その後に県の部長クラス20名等でマイクロバスで県内広域農道、それをずっと散策をして、適地適材所はないかということで、とにかく太良町は水を基本に売りたいというふうなことで、そういうふうな企業の誘致を、あっせんをお願いしますということで回ったわけでございますけれども、なかなか、結局交通上のアクセスがないと、高速道路にも遠いというふうなことで、なかなかできないということです。

それともう1つは、企業を呼ぶとなれば、企業の来る、来ないは別として、受け皿をびしゃっとせにゃいかんと。結局、10兆円か15兆円ぐらいの造成工事をやって、そして、電気も引いて、ボーリングもして、さあどうぞと、そういうふうな受け皿体制をとらにゃ企業は動かんということでございました。それであっては、町が造成をしとって、もし企業が来て、ここはだめと言われた場合は、うちは困るということで、何とか企業は現場に来て、ここならよかという指摘をしていただければ、うちが受け皿をつくるというふうなことで申し上げとつとですけれども、そいじゃだめばいということです。

だから、私の今後の考え方としては、県にも農政局にも国にも言いよるですけど、結局、うちは農地が今ほとんど荒廃になっております。だから、今国自体もそういうふうな雇用対策として、第1次産業の農業に矛先を向けておる状況でございますから、私は、農地法をもう少し改革でけんとかいというふうなことをお話ししとつとですよ。これはどういうことかといいますと、農業者の一括生前贈与、あるいは農業者年金をもらうための借地の問題、そこら付近の法をもうちかつと和らげてもらわんことには、農地も動かん。だから、それも農地も5反以上持たにゃ農地の売買もでけんということですから、そこら付近を緩和していただければ、うちはどうしても単独事業でも農地の開墾をやると。大体反当30千円ぐらいあつぎ、畑はでけとるけんですね、そこら付近を整地して農地の契約等のあっせんをしたいというふうなお話をしとつとですけども、なかなか、いまだかつて、県にもそういうふうなことがあれば、太良町のほうに紹介をしてくださいということも言っております。

それと、長崎県の金子知事、あるいは諫早の吉次市長にも、もし長崎県で小規模な企業があれば、太良町を紹介してくださいというふうなことで、2回か3回ですかね、一応長崎県庁とか諫早市役所にも行って、あっせんをお願いしておりますけれども、なかなかこういうふうな厳しい状況ですから、いまだかつて、まだ御連絡はいただいていないというふうな状況でございます。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

2点目の件につきましては、普通旅費ということで、当初で360千円程度、今回補正でそのほとんどを減額して、新年度では御指摘のとおり68千円ということで組んでおります。

これについては、当初、東京、大阪方面への会社訪問ということで、事務的な経費を想定した形で一応組んでおりましたけれども、先ほども町長も答弁されたとおり、いろいろ企業立地に関して、県の企業立地課とも協議をして、この企業誘致のやり方ということが、ほとんどの佐賀県内の市町村ですけれども、まず工業団地を持って、その中で企業と交渉を県の仲介あっせんとかなんとかで、こういう企業がありますけど、どうですかということで、その段階で一応やっていくというふうな状況でございますので、基本的にうちの場合、適地となるような土地自体の整備、造成等はやっておりませんでしたので、ちょっと早合点といえますか、勇み足といえますか、まず、そういうものを含めた基盤の整備をぴしゃっとした上で、企業への売り込み、PRに行かなければ、今のところ何のために来たとかいというふうな状況ですので、今後は、先ほども議員まさしく御質問あったとおり、例えば、町内出身の社長さんとか、太良にぜひ建てたかと、そういう方たちがおられれば、補正でもしてそういうふうな会社を訪問したりなんかというふうな手順もあるわけですが、基本的に21年度については、もしそういうふうな申し入れがあった場合は、すぐ補正でも対応できるんじゃないかなと考えておりますけれども、今の当初の段階では、そういうふうな予定は全くございませんので、一応、今回こういうふうな予算の措置をさせていただいているということでございます。

○10番（山口光章君）

先ほどの368千円の減額というのは、調査費やったですね。

なかなか企業の誘致も大変だろうと思います。しかし、何といいますか、先ほど課長がおっしゃられたように、そういう方がおられればとか、申し出があったならばと、これはちょっと消極的な考え方ですもんね。だから、企業の誘致を待っている体制ではいけないと思うわけですよ。口をあけて待っているのは、ツバメの子ぐらいなもので、もっと攻めの体制をとっていくべきではないかと、それがちょっと欠けておるんじゃないかというような気がいたします。

これは、やはり町長が企業誘致をどうにかせにやいかんという考え方があるんだったら、やっぱり執行部全体で攻めの勢いで取りかかるべきだと、そのように思っていますけれども、この2年間、町長はどれぐらいの、何十の企業と接触して企業誘致をアピールされてこられたか。どれぐらいの数が……。町長です。

○町長（岩島正昭君）

まず、身近では東亜工機、東亜工機に2回か行っております。それで、山のとっぺんに、今、中川橋んにきは、またし直しておらずですけれども、その前に行って、もし何かあれば

太良のほうにでけんかと、できませんかというふうなことを聞きに行っております。

それと、たらみですね、高来、あそこも今統廃合して、諫早のほうはもうやめて、高来のほうに集中しようということで、規模縮小をしよるというふうなことで、なかなか太良のほうにはでけんということでございました。

私の考えとしましては、企業も従来から言いよったとですけども、今、高木さんとか、それからバラ干しとか、任意の法人ですね、法人が今後そういうふうなことを立ち上げて、少数ながらも雇用をしていただければ、そちらのほうに投資したが早かじゃなかろうかと、こういうふうな全体的な不景気の中で、町内の方が町内で企業を起こして、我がどんでやろうということになれば、企業の何兆、何億という造成をする投資額をつぎ込むよりかは何千万円かそこら付近にお手伝いをしたほうがいいんじゃないかという考えをある一部で持っている状況でございます。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

山口議員がおっしゃっているように、私も個人的にも知り合いとかいう方々にお願いして、造成は不可能ですので、今の更地を、現場あたりを見てもらって、町内、適地みたいなところは、特に、広域農道沿いを中心に回ったわけですけども、こういう地形だけでも、どこか東京の方だったんですけども、来てもらうような企業があるとすれば、ぜひ見せに来てくれんかいというふうな相談もしております。

そして、言われるのが、やっぱり地理的条件で、交通条件がインターから30分以内というようなことをよく言われるわけですよ。ですから、やはり太良町も今国道も部分的にはされております。広域農道も23年には開通するというようなことですから、そこら辺を含めてお願いをしております。

それから、先ほど町長も申しましたように、町内で業をやっておられる方に対しても、例えば、その方が取引先が県外にあってみたりとかいう方があって、そういう方が、思い切って太良にじゃあ進出してみようかとかいう話があれば、そういうところも含めて、ひとつ雇用の確保に努めたいから応援してくれんかいという話はしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

それこそ、副町長がおっしゃるとおり、やはりそういうふうな考え方を一人一人が持つてもらうとったら根回しができるわけですよ。それで、町長も副町長も事務的な問題だけでなく、建設土木畑の出身ではございますけれども、それが得意分野、それだけじゃなく、もっと町をアピールするような、セールス的な考え方を皆さん持つてほしいと、私たち議員も努力します。だから、つてを探してでも、やはり就職先を探してやったり、それが一つの相談の窓口になっていくのじゃないかと思えます。

太良町もどうなるかわかりませんが、転ばぬ先のつえと申しますか、そういうふうな考え方を御して御処していかれたらいいんじゃないかと思ひます。

私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達して御ますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者山口厳君、質問を許可します。

○2番（山口 厳君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目は、地域活性化・生活対策臨時交付金についてであります。地域活性化・生活対策臨時交付金について16事業、総事業費133,828千円、一部は済んだ事業もありますが、今、太良町としては計画をされているところでございますが、その中でノリの加工施設新設の考えについて1つ。もう1つ、プレミアム商品券発行事業についての町長の説明と考えをお聞きいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口厳議員の1点目、地域活性化・生活対策臨時交付金についてお答えいたします。

1番目のノリ加工施設新設事業についてであります。当初、バラ干しノリ生産施設の計画は、平成16年度に設置したノリの共同乾燥施設の参加業者21名を中心として計画され、最終的には15名で設立した太良ノリ生産事業所を事業主体として実施されます。

事業の内容でございますが、バラ干し、塩ノリ、味つけノリなど生産加工機械を設置し、バラ干しノリの生産につきましては、秋芽ノリの一部を初摘みから年末までバラ干しノリとして加工し、繁忙期の3月まで冷蔵保管して、4月から8月にかけて小分け包装し販売するもので、設置場所は太良町大字糸岐、ノリの共同乾燥施設の周辺に設置される予定でございます。

次に、2番目のプレミアム商品券発行事業についてであります。この事業は定額給付金の給付時期に合わせ、10千円で11千円分の買い物ができる10%増しのプレミアムつき商品券の発行を決められた太良町商工会に対しまして、プレミアム分を町が補助するものでございます。定額給付金を地域経済の活性につなげようと商工会を中心に地元商店が取り組まれており、地元での購買意欲の高揚と町内消費の拡大につなげるために、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、補助するものでございます。

以上でございます。

○2番（山口 厳君）

今、町長の答弁の中で当初21名から15名に減ったのノリの生産事業という説明でございますが、このノリの生産者、漁家が依然として大分減っておられ、やめていかれた人が多いようでございます。この漁家の人たちが一番多いときは私たちの部落にも四、五人おられたわけですが、減って15名の中で運営ということでございますが、減った推移ですね、どのくらいピーク時、繁栄期におられたのか、そしてまた、総金額が最近ちょっと下がっているようでございますが、太良町の生産総額ですね、どのくらいあるのか、データがあったら、たら漁協支所だけでも結構ですが、そういう資料があったら報告をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

1点目のノリ生産漁家の多いときということで、その推移をということでございますので、私の手持ちの資料の中で一番多いのは、平成5年度に経営体が43戸あります。現在で29戸ございます。14戸減少いたしております。質問の中で、21戸になっておったというようなことで今議員言われましたけれども、21戸は29戸の中でノリの共同乾燥施設に参加された漁家数でございますので。

それからもう1点、生産額につきましては、これも平成5年度712,000千円あったものが19年度に376,000千円の販売額と、336,000千円ほど減少いたしております。

以上でございます。

○2番（山口 厳君）

今の報告では14戸減って、3億円以上の生産額の減ということでございますが、やはりこれは収入が安定しない、これが一番原因ということでございます。これは私たち農家も一緒であります。太良町のほうは一昨年、昨年と秋ノリ、冷凍ノリ、順調に生産できたわけですけど、ことしに入ってまた極端な冷冬でノリの摘み込みができないと。太良町をこう考えてみますと、毎年のようにこの冷凍ノリが悪いということで、なかなか思ったように収入ができないと、こういう状況でありますので、冷凍ノリが悪いということに対して課長あたりはどういうふうな判断をされるか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

私の判断というよりも、冷凍網の成績が芳しくないというのは漁協さんの話によりますと、やっぱり冷凍網の時期になると、毎年、栄養塩が不足して色が落ちてくると、そういう不安を抱えているというようなことを聞いております。ただ、新聞等にも載ってございましたけど、平成20年度の冷凍網は赤潮の発生で色落ちしたというようなことでございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今報告のように、毎年この冷凍網が悪いということで、なかなか解決策がないということですが、この冷凍網をどうかやっぱり何とか収入に結びつけにやいけないと、こう考えるわけですが、町としてはそういう対策をお持ちであったら考えをお聞きしたいと思うんですが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

先ほど町長のほうが答弁いたしましたバラ干しノリの加工施設、これは色落ちしたノリ、あるいは共販に出荷できないようなノリを加工して販売して、漁家の経営の安定を図るという目的で漁業者の方が設置されると。それに対する支援ということが、そういう色落ちしたノリ等を材料にして新たに加工販売していくというようなことが、その対策としては一番いいかと考えられると思います。

○2番（山口 巖君）

大変よくわかりました。

それで、もう1つ、この事業に対してちょっと私心配するところがあるわけですが、というのは、漁業組合が合併した関係上、有明漁業協同組合となった関係上、この建物がその組合の所有になるのかどうか、その辺の内容の説明をお聞きします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

先ほど町長のほうが答弁いたしましたように、この施設につきましては15名の方で設立された太良ノリ生産事業所という組織でございまして、漁協の施設ではございません。任意の組織が事業主体で設立されますので、佐賀県有明海漁業協同組合の施設ではないということでございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

わかりました。

それともう1つ、こっちもどうなるのかということをお聞きですが、1つは、組合員の中で15名参加してこの事業をやっておられると、こういうことですが、それ以外、大浦地区にも、そしてまたこの事業にかたらないノリの生産者がおられるわけですが、不作年、質が悪いときに加工とか、いろいろ対策を考えるということですが、もしよかったらその人たちのノリも自分たちのノリも分け隔てなくといったら幾らか無理はくるんですが、そういう指導をしていただくか、その事業者たちがそういう考えを持っておられるのか、その辺がわかっていたらお聞きしたいと思うんですが。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

先ほど申しました、15名の方で組織された太良ノリ生産事業所の考え方としましては、将来は処理能力もありますが、許容範囲内で太良ノリ生産事業所以外の個人経営体の方にも声かけをして展開していきたいというように聞いております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

はい、わかりました。ありがとうございました。なかなか収入が安定しない、これはもう本当に厳しいところでございます。そしてまた、山口議員も質問されましたが、この事業が今、雇用対策、幾らかの雇用にもつながるんじゃないかならうかと考え、また期待しておるところでございます。何とか事業に向けて一生懸命頑張っていたきたいと思うんでございます。

2番目のプレミアム商品券発行事業についてであります。この商品券ですね、以前3年前、地域振興券として発行が行われた折に、3年間、14、15、16年ですか、そのくらいでやったと思うんですが、そのときの実績と効果、もし資料があれば報告願いたいと思うんですが。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

地域振興券の実績と効果ということでございますけれども、太良町商工会のほうでは議員御指摘のとおり、平成14年度から16年度までの3カ年、プレミアムつき地域共通商品券発行事業に取り組まれております。その実績については、平成14年度は5%のプレミアムつきの商品券を10,500千円発行され、販売額が10,452,500円ということで、販売率については99.55%ということで、初めての事業ということでかなり効果が出ているような感じがいたしております。

2年目については、平成15年度の事業で、プレミアム分を5%から10%に引き上げて発行額としては22,000千円を発行し、販売額は21,830,500円で、販売率が99.23%となって、前年についてはプレミアム分を2倍に引き上げたという効果で、大分地元で販売されて、地元の購買意欲を高めたのではないかと考えております。

最終の3年目については、平成16年度の事業で、平成15年度と同様に10%のプレミアム商品券を22,000千円発行されて、販売額が16,020,500円ということで、販売率が72.823%となり、前年の販売実績からすれば落ち込んだということで、ちょっとこれについては、いわゆる勝ち組、負け組ということが出てきたのかなということで、一応3年間、こういうふうな形で取り組んでおられます。

○2番（山口 巖君）

今の報告では効果はあった。しかし、勝ち組、負け組が幾らかあったと。これはしかし、何事も一緒じゃないかと思えます。やっぱり勝ち組、負け組というのは、個人の幾らかの努

力、店舗の努力、これもついてくるんじゃないかなろうかとも考えるところではありますが、もう1つ、この事業の中でポイント還元事業ということで上がっておりますが、このポイントの還元ですね、今、商工会の還元があっておりますが、このポイント還元との違いですね。その辺の説明と、もう1つは、この振興券発行をどういうふうにして町民に知らせるのか、ここが一番大きな問題と思うんですけど、その辺の内容説明を。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

はッピーカードということで通称呼んでおられますけれども、このポイント還元事業については、定額給付金の給付時期に合わせまして、10千円で11千円分の——済みません、まず定額給付金に合わせてプレミアム商品券を発行すると。あわせて、商工会の事業でありますけれども、あわせて、たらはッピーカードのポイントを、通常、今までは100円で1ポイントということで還元されておりましたけれども、今回、定額給付金の給付時期に合わせまして、同時に地域振興券まで含めて今回1ポイントを5ポイント、100円で5ポイントカウントするというので、さらに2倍というのはおかしいんでしょうけれども、二重に地域での購買意欲を高めようというねらいを持って商工会が実施されます。

この事業の宣伝方法ですけれども、定額給付金が各世帯に交付されることによりまして、給付金を地域で使っていただくために、今回プレミアムつきの商品券を販売し、さらに地元での購買意欲を強めるためにポイントカード事業を5倍にして地域活性化を図るという事業でありますので、商工会におかれましては給付金の振り込みに合わせて、今のところ事務的な連絡手続で承っておりますけれども、5月には商品券の発行をしたいということで今準備を進められておりますので、宣伝についても我々、給付金との絡みもございまして、役場と協議連携を強めまして十分周知徹底を図りたいと思っております。具体的な方法としては、今のところ考えているのは、ケーブルテレビでの告知とか、町報、あるいは町商工会が独自で各世帯に配られるチラシ等で今の段階では宣伝計画をいたしております。

○2番（山口 厳君）

この商品券、給付金に合わせての発行ということでございます。実は、この給付金、佐賀新聞の報道には各市町村別の給付金の時期というのが発表されたわけですがけれども、太良町の場合は4月下旬というふうになっておりましたけれども、今、説明では5月に入るかもわからないということですか。4月下旬に間に合うということですか。そうですね、やはりこの給付金というのは、ニュース、新聞等、テレビ等で大分待ち望んでいる方もおられると思いますが、いろいろと支給に対しては手間等かかりますが、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

そしてもう1つ、支給方法をどういうふうにして太良町は取り組んでいるのか、そこの説明をお聞きします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほど、佐賀新聞で大きく取り上げられて、3月6日やったですか、県内20市町のうち12市町は5月開始予定ということで、太良町の場合は支給開始が4月下旬ということで新聞報道ではなされております。今、事務方のほうで検討というか、今回は振り込みということでさせていただきますので、この振り込み日を今のところ努力目標ですけれども、4月27日には各世帯の口座に振り込みたいと思っておりますので、今その準備に向けて一生懸命頑張っているところでございます。

○2番（山口 巖君）

4月27日ということで、はっきりした日にちを上げていただいて、いろいろ大変とは思いますが、ひとつ頑張ってくださいと思います。

それでは2点目になりますが、太良町の農政被害についてと申しますか、1点目のイノシシ加工新設の考えについて、2番目は、イノシシ緊急捕獲について、3番目は、さが農商工連携応援ファンドについて、4番目、農地確保・利用支援事業の取り組みについて、町長の答弁をお聞きします。

○町長（岩島正昭君）

2点目、太良町の農政についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目のイノシシ加工新設の考えについてであります。県内では先月にオープンした武雄市の加工場が佐賀県の第1番目の施設で、農作物被害軽減及び食肉加工による特産品創出を目的に建設されたと聞いております。太良町としましては、今後先進地を視察して、条件等が整えば前向きに検討したいと思っております。

次に、2点目のイノシシ緊急捕獲及び鳥獣捕獲についてであります。イノシシ緊急捕獲は、県が佐賀県猟友会に捕獲を委託して実施するイノシシ緊急一斉捕獲事業で、事業費は40,680千円、委託期間は平成21年4月1日から平成21年5月31日までの2カ月間でございます。対象頭数は県全体で2,500頭、ただし4月から5月に捕獲された頭数のうち、通常年の捕獲頭数は540頭を超えた分が対象でございます。1頭当たり16千円が交付されております。捕獲確認は市町広域協議会が従来の方法での確認となります。鹿島藤津地区広域協議会は、59頭を超えた頭数から緊急一斉捕獲事業の対象となります。町では21年度イノシシ捕獲対策として、21集落に対しまして箱わなの貸与を計画しており、捕獲推進に努めてまいります。

次に、3点目のさが農商工連携応援ファンドについてであります。農商工連携とは農林漁業者と中小企業が共同で行う新たな商品やサービスの開発等に係る計画について、国が認定を行い、この計画に対して補助金、政府系金融機関による融資、信用保証の特例の支援を行うことにより、農林漁業等、商工業等の産業間連携を強化して地域経済を活性化する取り組みでございます。佐賀県では、地域を支える中小企業者と農林漁業者の連携による新たな

事業化を促進するため、中小企業基盤整備機構の農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業の枠組みを活用し、さが農商工連携応援ファンドを創設されます。このファンドの運用益により、佐賀県の多彩な農林水産資源と中小企業者が有する高い物づくり技術を結びつけた本県の特性を生かした佐賀県らしい新商品開発や販路開拓等の取り組みを支援し、地域経済の活性化を図るために、2月佐賀県議会定例会の審議を経た後、平成21年度の組成に向けた手続が進められます。

次に、4番目の農地確保・利用支援事業に組み込みについてになりますが、この事業は平成21年から新規に国が制度化する事業であります。主な内容は、農地の貸与等の相手のいない地域で、特定農業法人の耕作放棄地等の引き受けや農地保全合理化法人の農地保全管理を支援、点在する農地を面的にまとめた形で集積した場合、その面積に応じて支援、面的集積された農地に対する小規模な基盤整備を支援の3つに大別されますが、特定農業法人による引き受け及び面的集積要件等、太良町で利用するには要件的にハードルが高い事業と思われま

す。

以上でございます。

○2番（山口 厳君）

2点目ですが、1番、2番はイノシシ関係でございますので、まとめて質問させていただきます。

今、町長の答弁の中にもありましたように、武雄鳥獣食肉加工センター、これが先月26日、落成式を迎え、解体の説明等もあるということで、私たちが地元中山間役員と特別参加ということで参加させていただきましたが、やはりこういう施設というのは、どうしてかといいますと、条件を整えよということが前提ですけれども、やはりイノシシを捕獲するには猟友会に頼んで捕獲せにゃいかんと、こういうことです。自分が許可がない、資格がなかったらとれないということですから、それを猟友会に頼んで、さあとったわ、自分で処分してくださいと、こういうスケジュールになるわけですよ。頼んだ人がわざわざイノシシをとりに行って自分で穴掘って埋めると、こういうことは多分、太良町では余りあっていないと思う。そいけん、早かれ遅かれ加工施設の考え、これはいずれそういう要望が近い将来あると思うので、こういう質問をしました。

それで、武雄の鳥獣食肉加工センター、これはどういう事業名で助成等があつて、内容等がわかっているれば、その辺の説明をお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

武雄の加工センターの事業名、あるいはその内容ということで、事業名は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を利用し、建設されております。総事業費につきましては約20,000千円でございます。その20,000千円の負担区分でございますけれども、国が50%、

市が10%補助いたします。地元が40%の負担になります。約8,000千円ほど地元が負担しております。受益者が負担しているということになります。

それから、販売の計画でございますけれども、年間10,000千円ぐらいの販売を見込まれているというようなことをお聞きいたしております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

武雄のほうに私たちも参加したということを行いました、武雄のほうは今、猟友会の方々に聞いてみますと、ことし7月から10月まで駆除期間中に1,500頭以上も捕獲したということでございます。そして、新聞報道等によりますと、武雄地区は3万頭イノシシがいると推計されるということで、この処分がやっぱり大きな負担になっているというような新聞報道もありました。

そこで、私たち太良町も鹿島藤津駆除対策協議会というのを立ち上げて取り組んでいるところだと思いますが、この2市1町でどのぐらいの数が捕獲されたのか、報告をお聞きします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

19年度の捕獲頭数でございますけれども、鹿島藤津地域では鹿島市で159頭、嬉野市で350頭、太良町で60頭、19年度捕獲されております。なお、太良町では20年度につきましては98頭捕獲がっております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

太良町の数が物すごく少ないようですが、これは太良町にイノシシがないから少ないと、こういう解釈だけではいけないわけです。というのは、とる人がいないとイノシシがおってもとれないということにつながりますから。この2市1町の猟友会の会員数がわかれば報告をお聞きします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

20年度4月現在での会員数でございますけれども、鹿島市は69人、嬉野市が44人、太良町が29人でございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

先ほどの町長の答弁の中に、2カ月間で緊急捕獲をするということでございます。その上に太良町もこういう会員数では、本当に捕獲が思うようにできるのかと心配するところでございます。この猟友会の会員さんというか、新規資格をもらえる、そういう対策がやはり

必要じゃないかと考えるわけですが、そういう対策がありましたらお答えを。

そしてまた、21集落に箱わなを貸し出すと、こういうふうな説明でございましたが、今箱わなというのはまとめ買いしても大分高いんじゃないかなと思うんですけど、箱わなの単価、それと集落に貸し与えるということでございますので、どういう基準で集落に貸し与えるのか、その辺の説明をお聞きします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

まず1点目の、猟友会の会員さんが太良は少ないんじゃないかというようなことでございますけれども、それにつきましては、先ほど20年4月現在で29名ということで答弁いたしましたが、この年度中、2月中でございますけれども、実は農林水産課でも職員2名に狩猟免許の取得をさせております。

それから、あと箱わなの単価と集落貸与の基準ということでございましたけれども、ちょっと関係しますけれども、まず箱わなの配布の基準でございますけれども、この基準の中にも狩猟免許を取られるところに重点的に箱わなを貸与しますよというような考え方を持っておりますので、そのようなことで対応したいと思っております。

それから、箱わなの単価ということでございますけれども、大体1個当たり30千円程度というようなことで考えておるところでございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

私たちが2月、熊本県高森町にイノシシの対策被害ということで視察に行ったわけですが、あそこの考えを聞いてみますと、宮崎県高千穂町、大分県竹田市、そしてまた熊本県高森町と3県が協議会をつくって対応しているということで、あそこはもう1つ太良と違うのは、イノシシ被害ばかりでなく、今シカの被害が物すごく大きいということで、イノシシはもう助成等は全然やらないで、シカだけ一本に絞って捕獲しているということで、太良とは大分条件が違うし、そしてまた加工施設もつくっているけど、もう民間に委託しているというような内容でございました。

それで、私たち佐賀県も西九州地域鳥獣被害防止対策協議会というのを長崎県とやっているわけです。今コンピューターあたりを取り込んで捕獲に大分有利な方法、しやすい方法を検討しておるということでございますが、その辺の内容説明をお尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

西九州地域鳥獣被害防止対策協議会の取り組みというようなことだと思いますが、西九州地域鳥獣被害防止対策協議会というのは先ほど議員言われましたとおり、長崎県と佐賀県とで組織する協議会で、イノシシ被害場所、被害状況等をコンピューターの地図上に入力して、

鳥獣被害情報を一元管理して効果的な被害対策を推進する目的で設置された協議会でございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

農作物の鳥獣被害等は九州各県ふえるばかりで、その金額も本当に相当なものでございます。しかし、やはり私たち農家側は、これはあくまでも自主申告ですので、この金額ということではありません、もっと被害は大きいんじゃないかなろうかと、こう考えるところです。

それと、やはり今申し上げましたように、加工施設も武雄市に新しくでき、受益者が8,000千円負担して運営するというところでございます。そして、また来年度は大和地区に新設ということで今要望が出ておるということでございました。やはり私たち太良町もいずれこういうことは声が上がると思いますが、どうするこうするじゃなくて、やっぱり時間をかけて武雄の運営を1年間、大和にはどういう建物を建てるのか、こういうふうなものを勉強しながらつくる、つukらないの結論を町長にとっていただければと思うところでございます。もし、つくってしまって運営が厳しい、こういうことではこれまた大変なことになりますから、じっくりと勉強して私たちもこれに取り組みたいと、こういうふうに思います。

3番目になりますが、さが農商工連携応援ファンドでございます。ちょうど3月5日に佐賀新聞に載りました。佐賀県では2件、もやしの開発、それと間伐材を使った工事場所に使うセーフティーコーンですか、2件が新しくできたという報道がありました。その前に私たちも呼子の有名な萬坊さん、あれがトラフグのコラーゲンを使った開発をされて、もう今認定を受けてずっと進んでいるということで、佐賀県は私の考えるところ3件ぐらいになろうかと、こう思います。やっぱりいろいろと調べてみますと、これは長い時間、そしてまた私たちから言わせると莫大な資金がかかるかなと、こう考えるところであります。しかし、この太良町も山、海といろいろな資源がありますから、そういう企業との出会いの場だけでもつくっていけば、我々、この1次産業は大分助かるんじゃないかなろうかと考えるのでございます。この応援ファンドは後ほどまた質問があろうかと思しますので、先に進ませていただきます。

4番目は、農地確保・利用資源事業であります。これも昨年の新しい国の事業として新聞報道等、そしてまた私も鹿島事業所、九州農政局あたり等の資料を取り寄せましても、まだはっきり伝わってこない部分があるという鹿島の農林事務所の説明でございました。しかし、今、町長の答弁の中にもありましたように、土地を1カ所に1町以上集約した場合は反当たり16千円、1町未満で反当たり12千円の支援があるということで、まだ集積というのがどういう格好になっているかがわからないので、もう少し待ってくださいというようなことが出たわけでございます。しかし、やはり私たちもこう考えますと、以前、町長も私の答弁の中で集落営農というのは太良町は合わないということで、その当時は改正前でしたから知

事の特認で10町以上ということで、太良町には1つもできないということでございました。

しかし、1つだけ、ちょっと時間がありますので聞いてください。

ほんな近くの部落にこういう事業をなされている地域があるんですよ。というのは、鹿島市の七浦というところでございますけど、農事組合法人嘉瀬の浦ファームというのを立ち上げました。この内容を申し上げますと、嘉瀬の浦に水田の耕作者が21名おられます。これは全部加入し、9町の水田を今維持管理しているところでございます。一番私たちが、わあすばらしいなと思うのは、やっぱり9町をまとめたということで、今なかなかこっちでは取り組めないブロックローテーションです。大豆、麦の転作を大規模にやる、あのブロックローテーションを利用して、大体2町ちょっとぐらいを大概そのローテーションに組み入れて、それだけで2,000千円の補助をもらっているわけですよ。この補助金というのは市町村で微妙に違いますけど、鹿島の場合は54千円の補助金になっております。それは御存じと思いますが、緑げた、黄色げたと合わせて約2,000千円ぐらいの助成をいただいているということでございます。

先ほども雇用の問題が出ましたけれども、ここが農事組合法人を立ち上げて、この組合員で一番高齢者は83歳なんですけれども、後期高齢者だけでも7人いらっしゃる、こういう組織なんですけれども、かえって若い人たちがそこでいろいろ機械なり、この部落はユンボもありますし、ダンプカーもあります、コンバイン2台とトラクター2台、田植え機2台と、もう全部このファームが購入して、中山間地でトラックとユンボだけを購入している、こういう組織になっておりますが、この中山間地で購入したユンボとダンプカーもなかなか維持管理が難しいということもあります。そうした場合、このファームの人たちが中山間地から購入したユンボ、ダンプを借り上げて、使用料を払って車検なり維持管理をやっている、これで中山間地の運営が大分助かっているという状況と、もう1つ、雇用問題が出ましたけれども、全部の人がこの法人に預け、お年寄りの方々あたりはもうなかなか農作業はできないということで、使用料、貸出料として反平均60キロをいただけてずっとしているわけなんですけれども、この若い人たちが自分の仕事がないというときは、ここでせまちだおしをしたり、いろいろな農器具を使って、ここの人たちは従事配当金という、私でいうぎ日当ですね、従事配当金をずっと払って若い人たちに労働報酬を提供していると。本当にすばらしい考えじゃなかろうかと思います。規模が小さい太良町の地形としては、なかなかこういう事業等は取り入れにくいと言いますけれども、たかが21名の農家の部落がこういうすばらしい事業を取り組んでいるということをこの場をかりて報告し、そしてまた、太良町もただ厳しい厳しいと言うだけじゃなく、やっぱりこういう人たちあたりを呼んで話を聞いたり、今度、経済建設の山口委員長も来年度はそういう何か企画をやりたいということのようでもありますし、そういう機会があったら、やっぱりそういう話を聞いただけでも厳しい条件下、励みになりますから、ひとつそういうことで何か太良町に合った事業でも取り入れていただければと思

うところでございます。

それでは、3点目の平成21年度火葬場建設計画についての質問ですが、これは川下議員の答弁の中で大体わかりましたが、重複するところが多々あるとは思いますが、再度、町長の考えをお聞きいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の3点目の平成21年度火葬場建設計画の取り組みについてお答えいたします。

先ほど川下議員の質問にお答えいたしましたけれども、杉谷区及び栄町区のご理解をいただきまして、現在用地交渉を行っております。用地交渉と並行しながら、太良町営火葬場建設計画検討委員会に栄町区から2名、杉谷区から2名参加いただき、21年度は火葬場の具体的な位置や規模等について検討をしていただきます。また、21年度当初予算に計上いたしております火葬場の基本設計業務を発注し、基本設計等ができましたら、現地の造成工事や火葬場建築の工事にできるだけ早期に着工できるように検討委員会に諮りながら火葬場の建設を進めてまいりたいと思います。補足でございますけれども、設計業務を委託しまして、設計はもう仕上げじゃなくして、あらで設計業者と地元の方、委員会等の中に入れてまして原稿で仕上げ、そして1カ月ぐらい期間を費やしたいと思います。そして、協議をしながら、それで決定してから本設計に入ると。あくまで原稿で打ち合わせをしてからということで、そういうふうなことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

川下議員の答弁、そしてまた今回の私の答弁で大体わかって安心しているところがございます。今、町長の答弁の中に、2名ほど栄町から委員に参加されるというようなことございました。もう1つ、私が思うところは、この検討委員の皆さんがやはりいろいろな役を持ちながらこの委員になられておられます。ちょうど年度末ということでもありますから、もしかしたら大幅に役員に入れかえがあるんじゃないかならうかと、こういう心配をする向きもありますけれども、その辺の内容がわかっていたら説明をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、私たちの委員会、各種団体の代表の方々をお願いしております。それで年度末でもありますので、役職の交代で入れかえ等はあると思っておりますけれども、現在のところはまだ報告等はいただいております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今の質問は、本当に町長、また執行部の力で順調に計画が進んでいる中、委員が大幅に入れかわった場合は、また方向づけがひょっと変わればということで心配して質問したところ

でございます。

それともう1つ、8割方、土地の交渉が済んでいるというようなこと、私もきのう現地に行って見たんですけれども、ミカンの木がああ辺あたりに、ひもの色がこうこう違うような格好で下がっていたんです。そしたらちょうど、ミカン生産者じゃなかったもんですから、これはどういう意味ですかと聞かれたんですけれども、それはどういうことで色違いのあれになっているのか、答弁を。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

予定地の地権者の方々への説明会を行いまして、その中で、私たちは私たちのほうでミカンの木の本数などを確認させていただきということで、色別ではありますけれども、大体地権者の方々別に、マーキングじゃないですけれども、ミカンの木一本一本に印をさせてもらって、こっちで本数だけは当たらせてもらっている状況でございます。

○2番（山口 巖君）

はい、わかりました。なかなか大変と思いますけれども、大体8月ぐらいに用地の交渉に入りたいという町長のきょうの答弁でございました。

それと、私が何で今回、再度火葬場の問題かということ、私も杉谷地区で何人かで手伝いあたりに行くんですけれども、2地区のいろいろあそこの住民の方々にはそれは迷惑かけていることで何回となく町長は足を運ばれるところでございますが、もう1つは、あの辺でミカンを生産している方々にもにおいなり煙なりが来る、そしたら役場のほうに陳情に行くか、お願いに行かんですかと、私はこう言ったことがあります。しかし、その人の回答は、やっぱり隣に住んでいる人たち、あの人たちの苦しみをわかれば、なかなか私たちが年に何日か農作業に行くのにそういうことばかりは言われたいというようなことで大分気を使って、そういう声は町長のほうにはなかなか届かないかと思うんですけれども、やはりせっかく計画すると言ってその場所だったら、なるべく早くことしの秋にもそういうことは解決できるようやっってくださいという声がありましたので、この場をかりてお伝えしたいと思います。

本当にずっと長く取り組んだこの計画でございますが、やっぱり一番問題は、五十数年耐えられた地区の住民の方々の苦しみを十分に受けとめていただいて、何回となくまた協議をしていただいて、そしてまた地域の皆様方と立派なすばらしい落成式が迎えられるよう願って、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

4番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をしたいと思います。

まず1番目に要望書等の取り扱いについて、2番目に町立病院建設時の考え方について、3番目に山林行政についてであります。まず1番目の要望書等については具体的に申し上げますと、大橋恒産の山林購入に当たりまして、区長会の役員会で決定しました要望書が出されたと思います。それが平成20年1月16日に1回、同年の3月3日に1回の計2回出されていますが、これは山林購入の趣旨はどういうものかということを知りたいということで、役員会の全員一致のもとに決定され、そして、区長会長名で2回とも申し入れがされていると思いますが、2回とも取り上げられなかった理由は何でしょうか。これは書式に不備があったのか、それとも内容的にまずかったのか、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

牟田君、引き続きずっと下まで。

○5番（牟田則雄君） 続

町立病院建設時の考え方については、去年、総務省のアドバイザー事業によりまして結果を報告する機会を我々議員も得まして、その中で聞いて、人件費の40,000千円程度削減が急務であるということと、それから一番驚かされたのは、床面積が公立病院の全国平均の倍の面積でつくられているということ、これはちょっと聞いて驚きましたので、そのことについての考え方をお聞きしたいと思います。

山林行政については、今、国を挙げて温暖化対策等もありまして、整備をするということで各種の補助金とか交付金が用意されていると思いますが、その種類とか数についてと、それから、今現在、太良町の私有林がどのくらいあるのかということについて、それと、その行政、例えばこの大橋恒産の山林の購入に当たって、その内容についての説明のときに、3つの大きな柱で買うということを説明されました。1番目が、その山林、森林の持つ多面的機能、それから産廃業者等の危険物持ち込み防止のために買う、それから周りの町の私有林等の山林価格を保持するためという、私の質問に対して答えられた大きな柱は3つだったと思いますので、この多面的機能というのは自然の働きによってもたらされるものと思いますが、危険物を持ち込むことと、それから山林価格の保持と申しますか、落ちないようにということで、値段が下がらないようにということで町が買い取るという答弁をいただいておりますので、この2つは行政で何とかなるものだと思いますので、これについては質問したいと思います。

以上、3点についてお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の行政についての1点目と3点目について私が答弁をいたしまして、2点目については病院の院長に答弁をさせます。

まず、私のほうは通告書によって答弁をいたします。

まず1点目の要望書の取り扱いについてであります。町行政に対する希望や要望は陳情書という形で地区や関係機関から提出されております。お尋ねの要望書等も、内容としては陳情書と同様と考えますので、陳情書と同じ取り扱いをいたしております。具体的な取り扱いといたしましては、まず、要望の内容により関係する課が要望書をお受けします。その後、複数の課に関係がある場合は、関係課の合意等を得て私の決裁を受けます。その後、担当課が中心となり、関係課と調整をとりながら、要望についての対応を案としてつくり上げ、その案を私に伺いをして対応を決定するという流れでございます。

以上が要望書の具体的な取り扱いでございます。

次に、3点目の山林行政についてであります。林業を取り巻く環境は、住宅などの木材利用の減少による国産材価格の長期低迷、林業従事者の高齢化と後継者不足、価格低迷による森林所有者の整備意欲の減退に伴う整備不足の森林が増加傾向にあります。

このような状況の中、太良町の森林整備は町、森林組合、森林所有者と連携をとりながら、優良材生産のための施業の推進、手入れ不足等を対象にした長伐木施業の推進、荒廃化した森林への広葉樹植栽の推進等を行っております。また、多良岳材ブランド化による太良町の森林、林産物に対する付加価値を高めるための施策を講じるとともに、高度な多面的機能を発揮するよう森林整備を行っておるところでございます。

以上でございます。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

2点目の町立太良病院建設時の考え方についてであります。古い旧病院は昭和48年に建設されたもので、新しい新病院の基本構想策定委員会を立ち上げた平成13年当時、既に28年が経過しており、老朽化による劣化が著しく、外壁、内装等も雨漏り、風の吹き込み、天井の一部落下などが見られるなど、病気療養の環境としては劣悪でありました。特に台風のときなどには、全館至るところで窓からの雨水の流れ込みがありましたし、病棟においては雨漏りや雨風のため入院患者さんのベッドを廊下に持ち出して一時避難してもらわなければならない状況でした。また、玄関を初め、トイレ、おふろの浴槽などバリアフリーになっていない状況で、患者様に変な不便をおかけしておりました。また病院の構造上の問題から、CTなどの大型の医療機器の導入が困難で、日進月歩の医療の動きに十分に対応できないという状況でございました。さらに、駐車場については1日当たり220人を超える外来患者数

に対し、駐車場のスペースが約30台分しかなく、病院利用者から常に苦情が来るという状況もございました。このようなことから、病院建てかえの必要性については、当時の太良町執行部及び議会の共通の認識であったと思っています。

平成13年10月31日に、現在の佐賀大学医学部、当時は佐賀医大ですけど、教授2名の方と町内各種団体の代表者の方13名、合計15名で構成された町立太良病院新築整備計画基本構想策定委員会を立ち上げ、佐賀大学医学部教授の佛淵先生に委員長に就任していただき、平成14年3月29日まで合計4回の会議を行い、最終的に新病院の目指すべき方向性、病床数、病棟の形態等、新病院の基本となるべき方針が決定されたところです。この結果については、その後、佛淵教授から当時の町長へ答申書として手渡されました。

この答申書の具体的内容は、町立太良病院には入院機能を保有すること、特殊専門的な手術を除く2次医療的な手術が可能な水準を持つ施設であること、今後高齢者の慢性疾患等、患者の増加が見込まれることから、一般病床のほかに療養病床を取り入れた、いわゆるミックス型を選択することが望ましいこと、病床数60床での整備を行うことなどと結論されております。この方針に従って、以後、病院建設を進めていっております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、1番目からいきたいと思います。

今、町長にお答えいただいたように、まず、窓口として担当課が内容を吟味するというところでございますが、そしたらこれを受けた担当課の課長、これは町長の日ごろの行政の方針の柱が、住民とよく話し合いながら進めるということを常日ごろ言っておられますので、全区長、55区の中で区長会の役員が10名か12名かはっきり今わかりませんが、そこでまたブロック別の役員を決めて、その役員全員参加のもとに、これはぜひ自分たちが説明を聞きたいということで、この要望書を出されたはずでございますが、これを2回とも説明をする機会、これはもう執行部としてもまたとない機会ととらえるのが普通と思いますが、これを2回とも取り上げてされなかったという理由は何でしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

1月については農林水産課のほうにはちょっと回ってきておりません。

まず、お尋ねの要望書でございますけれども、区長会の役員会ということでございますので、総務課のほうで受け付けをされ、農林水産課のほうに合い議が参ってございましたので、そのように記憶しております。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当時要望書が来ておりますので、関係課と協議をしながら町長に決裁を受けたわけですが

れども、まだその段階では議会等々にも報告等も何もしていないということで、当時だったろうと思いますけれども、最終的にはまだ現段階では早いということでお答えしたんじゃないかなと思っております。詳細については定かではありませんけれども、そういうふうに回答したと思っております。

○5番（牟田則雄君）

そうしますと、この町民と話し合いながらということに沿わないようになってくるわけですよ。そのときの区長会の要望としては、幾らで買うか、そういうことに意見を申し述べることじゃなく、どういうことで、結局これは町民の財産で、町民のお金で買うわけですから、町民のために当然なることと思ってこれは購入されると決定されたと思いますので、ただ、その説明を聞きたいという純粋な町民の、しかも区長会の役員会で決定されて区長会長の名前でここに、その文書もそのままここにいただいてきております。その中で、途中なら途中、まだわからないならわからないで、説明会をしてくださいという要望に対して、価格に対して物申すとか、そういうことの中身じゃ当然ないわけですよ。ただ、それだけ町の財源を2億円も使って購入するのは、もう少し町民と話し合いながらやったほうがいいんじゃないかということで区長会の役員会では話されて、そして、決定した後ではもう間に合わないから、早い段階からなるだけ住民の意思を反映していただくように話し合いをしていただくかということで、これは出されているわけですね。決定してから説明しても、それは住民の意思が反映されたということにはならないわけですので、せっかくこういう機会を設けて説明をしてもらおうかと良心的にやられていることを、どうしてこれが2回ともなされなかったのかということをちょっと聞いているわけですよ。

それで、先ほど最初に申し上げましたとおりに、書式が悪かったのか、内容はそういう何か露骨なことはこれにも書いてありません。それで、20年1月16日と20年3月3日に出されていることは総務課長、これは把握されているんでしょう。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、3月3日の資料についてはこちらのほうに持っておりますけれども、1月の資料についての確認はできておりません。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは総務課長の手元にも届いていないということですか。届いていなかったら私がこの2回というのはちょっと間違いだと思いますが、そのときの文書として正式に役員会の決定に基づいてつくられた文書が、ここに1月16日と3月3日の分が私の手元にありますので、これが総務課長の手が届いていなかったら私の間違いですが、そのところを確認してもらいたいんですが。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そちらのほうの資料についてはこちらで今把握しておりませんので、後だってお答えをしたいと思っております。今現状で持っているのは、3月3日の資料についてはこちらの方に持ってきておりますので、確認ができております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その3月3日の分で結構でございますが、これを取り上げられなかったという理由は何でしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これは3月3日の件でございますけれども、その当時の助役、副町長になりますけれども、まだ議会のほうで提案もしていないし、議会の議決も、議員の議決ももらっていないから、ちょっと今のところは区長会に報告することはできかねますというふうなことで、電話等で当時の区長会長の恵崎さんのほうには御丁寧にお断りをしたということをお聞きしております。

○5番（牟田則雄君）

できたら、住民の声を素直に聞くということに従ってこれを判断すれば、そのときだけ答えられるだけの話でこれは結構じゃないんですか。何か詰問されたりなんかということじゃないはずですよ。先ほど申しましたとおりに、これは素直に、それだけの財源を使って購入するのは町民の皆さんもそれなりに関心が高いので、決定する前に住民とひざを交えて話をして、その購入を住民みんなが納得できる形でしてもらいたいということの趣旨でこの要望をされたと思うんですが、事後報告だけよりも、こういう多額の財源を使って購入とか、町民のためのいろいろな作業をする場合は、やっぱりそういう要望があった場合は丁寧にひざを交えてお互いの意見交換をするということも大事な町政の一つだと思うんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この山購入にしろ、いろいろな箱物の建築にしろ、従来は今まで議会の議決を得ながら改めて区長会の役員会に報告したという経緯はお聞きいたしておりません。この件につきましては、4月の区長会の事務嘱託員会の中で丁寧に山の購入につきましては皆さんたちに御説明をし、その後、意見等も一切あっておりませんし、太良町だよりもるる説明をして、太良町だよりを全戸配布しておりますけれども、1件の電話もあっておりません。だから、それで皆さん納得していただいたと執行部のほうは解釈をいたしております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

例えば、実際出された保育園の要望書あたりは、前日出たのがすぐもう明る日は取り上げられてやっておられるというところで、そういう取り上げるか取り上げないかの判断の基

準が、要望書は大体どういうところで取り上げる取り上げないの判断をされているのか、そこをお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

住民の皆様からの要望は多岐にわたります。基本的な視点としては、公共の福祉に資するかとか、行政が担うべきこととか、法的に制約がないかとか、予算的に実現がないかとか、利害調整を基本的にして要望書への対応を検討しております。直ちにできるものについては、すぐするというふうに思っておりますけれども、基本的には皆様からそういうふうな要望が出されたものについては、適時適切な対応をして御返答をするように今後心がけていきたいと思っております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、2番目の町立病院建設時の考え方についてでございますが、院長、何か勘違いされて答弁の中身が……。私は、今つくられている病院の床面積がどうして公立病院の全国平均に対して倍の面積をとられているのかという、この1点に絞って質問したと思うんですよ。ということは、これが大体、本体工事としてつくられた当時、金が約17億円前後でしょう、本体工事が。そしたら、もし全国平均の箱物をつくったということになれば、ちょうどその半分、建設物は坪単価で計算しますので、ちょうど半分と言いますと850,000千円余分に出資したという形でこの建物ができているということになるわけですね。私の計算ではそうなると思います。そしたら1年間に、今、経営上40,000千円の削減を緊急にきなさいと総務省のアドバイザーに言われて、それをそのままもし当てはめるとしたら、20年間全く40,000千円の削減はせんでもこれが運営できるような金額になると思いますので、そここのところを、私も大分、建設前のコンサルタントの報告書を事務局長からいただいて中身を調べてみましたが、ほかのことは大体今答弁されたようなことに該当するようになっている。ただ、その報告書の中には、1日に外来患者が220人を切ったら大変ですよということを書いています。去年の外来患者の平均が206人やったですかね。それからいきますと、そっちも厳しいんですが、そっちのことは私は今回質問はしておりません。ただ、何の目的があって倍の面積をとった建物をつくられたのか、そここのところを何かほかに利用方法を考えてそういう面積でつくられたのか、そこら辺がちょっと余りにも大きい金額になりますので、そここのところをよく説明していただきたいと思っております。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、去年のアドバイザーがおっしゃった、ここに議事録を持ってきておるわけですが、確かに通常民間では1床当たり45平米と、それから、最近はそれじゃちょっと余り狭いから大体60平米を平均としているというようなこともおっしゃっております。この話は、

私は一般病床の病院をつくったときの話だというふうに受け取っておりました。一般病床というのは、いわゆるあと療養型とかいろいろございませけれども、先ほど院長が答弁を申し上げました中に、基本構想策定委員会の折に町立太良病院については一般病床、いわゆる急性期の病床と療養型の病床のミックス型をとるべきだということをおっしゃって、一般病床につきましては廊下幅にしろ、それから病室にしろ、もちろん療養型のほうも病室廊下幅は決まっているんですけども、療養型を入れろいう指摘があったものですから、そのうちどれぐらいを療養型に持って行って、どれぐらいを急性期の一般の病床に持っていくかというのが、まだ判断がなかなかつかない時期でしたので、それではまず療養型の広さで病室、それから廊下をつくりましょうと。そうすることによって、後ほど療養型を入れるときに支障なく入れられますからということで計画をつくったわけです。それで、もう既にそのアドバイザーがおっしゃった面積を超えてしまうという状況も出てきますし、あと通所リハビリとか訪問看護ステーションとか、それから居宅介護支援事業所という介護分野の事業も新しい病院では始めますということで言うておりましたので、その分もちろん病院ではありません、介護施設ですので、その分ふえてきます。それから、基本的に1人の先生に対して2ブースですね、2つの診療室を持ちましょうと。それは患者さんに対して、何というですかね、診察時間を短縮しましょうと、そういう意味で1人の医者に対して2つのブースを持つというものとか、そういうもろもろの条件があってでき上がった面積が現在の面積になっておりますので、この間のアドバイザーがおっしゃった面積よりも当然大きくなるということはお目に見えておったわけだと承知しております。

○5番（牟田則雄君）

何かはっきりした、当然これだけの金をつぎ込んでつくる建物ですから、そういう目的がはっきりしたものでないと、いや、どうしてこう言うかといえば、今、太良病院を利用されている患者さんたちの話を聞いても、特に2階あたりはもう広過ぎてどこに何があるのかわからないほどで使い勝手が悪いという話が一番多いんですよ。それで、ほかの病院の経営者とか、いろいろな病院を建設された業者さんたちに聞いても、ほとんどの方に聞いても大体60床に対しては今の半分ぐらいの建物でしょうということがみんな返ってくるわけですね。それで、やっぱりこれだけの金を使うならしっかりした理由を町民の皆様が理解できるように説明していただいて、例えば、今言われた将来リハビリに使うためにこれだけの面積をとったとか、そういうのをしてもらわないと、ただアドバイザー事業で、これは私が聞いた範囲内では全国の国公立病院の平均のちょうどさっき言われた45平米に対して90平米あるということで、これは倍とってありますということを報告会のときに聞いたと思うんですよ。それで、そこら辺がやっぱり後で聞かれてもしっかり答弁ができるように、ひとつ用意をさせていただきたいと思います。

これはこれ以上言っても、ちょっとこれ以上はないと思いますので、これでやめまして、

続きまして、3番目の山林行政についてであります。

前、大橋恒産の山を買われたときには大体ほとんどが広域林道の上か下かにあった山林が主だったと思いますが、これは農林水産課の方、一番最初に私がお尋ねすると言った各種の補助金、交付金についての種類などを聞かせていただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

国の森林整備事業につきましては、流域公益保全林整備事業、あるいは里山エリア再生交付金事業、被害地等森林整備事業等の補助事業があります。県の森林整備につきましては、さが四季彩の森林づくり事業、荒廃森林再生事業、それから治山事業につきましても国の事業がございます。これにつきましても水源流域地域保全事業、保安林改良事業というような事業種目がございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、前もって課長にお尋ねしとったとおりに、今現在、公有林以外の私有林が何ヘクタールありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

現在の私有林につきましては、町全体で1,991ヘクタールございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この私有林はほとんど今度広域農道とか林道の一番里山に近いほうの山が大部分だと思います。それで、産廃業者等が、買ってここにいろいろなものを持ってくることが1つと、これについて行政としては、もし個人が判断されてそういう会社に売られてという場合、どういう対策をとられるのか、お聞きしたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

実は以前、嘉瀬ノ坂上付近に個人というか、会社の山を買われて産廃業者の方が見えられた経緯がございます。その中で、地域の方も大変心配されて町のほうに見えられて、当時の課長だった農林水産課の課長あたりも大変心配して、現場あたりも関係者でも見に行ったといういきさつもございます。ですから、以前、私もお話、また議員の質問の中でお話をさせていただいたのは、こういった産廃業者が来られたときに県のほうに申請をされて、うちのほうは全く知らなくて進んでしまうというケースがあった場合、途中でそれを断念してもらおうというのは、やっぱり相手もそういった業をしながらのことで申請されてやっておられるわけですから、そうなった場合、うちは飲料水も地下水に頼っているし、何か問題があればというようなことで私がちょっと答弁しましたので、そういった危険性ですかね、危険な

ものを持ち込まれたときの心配をもって私は以前答弁させていただいたわけでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この大橋恒産の山については、これを買取りで対応されたわけですね。私の質問に対する答弁は、これは買取りで対応されたわけですよ。それで今後そういうのが前もって、ここの山を産廃業者がどうも手をつけるごとあるばいというごたる場合に、それと同じに買取りで対応されるのか。また、山のことを私が申し上げているのは農家の方たちが今非常に負債を抱えて、その負債処理のために何とか山でも売れないかということで森林組合あたりにもお願いして売ってくれんかということをお願いしても、なかなかこれが売れないということです。これが負債整理したくてもできない状況が何人でもおられるわけです、今現に太良町で。山は9町も10町も持つておるばってん何の役にも立たん、売りに出しても売れん、もう木は40年も50年も立っておるばってん、それでももう全く買い手がつかないという状況の中で、果たしてこの人たちの山を、もし困っているという相談があったときに、太良町が周りの山の値段が下がらないために十七万何がしかの反当の値段を出したということであれば、やっぱり大橋恒産だけ買取りで対応するのではなく、町民の皆さんが困っているときには、その山を買取りで対応をしたなら、町民の皆様の山でもやっぱり同じ行政の中では買取りで対応できるのかどうか、そこら辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

る先ほどから話がありますとおりに、この産廃業者というのはこういうふうな田舎しかねらって来んとですよ。だから、この大橋さんの山を皆さんたちの同意を得ながら購入したわけですけど、その時点でも、伊万里やったですか、産廃業者から電話がありました、相談に来ると。そういうふうなことで、太良町もある程度の産廃業者が目をこちらのほうに向けている状況でございますので、もう来ても同じことということでお断りしたんですけどね。

だから、質問の趣旨に戻りますけれども、もしそういうふうな民有林が、山を買ってくれんかいというふうなこと等、あるいは産廃業者のそういうふうなうわさが立てば、うちも何とか手を打たにゃいけんじゃろうと。ただ、荒廢地がもう高齢化でだんだんだんだん、もうほとんどは高齢者の方が山は手をつけ得んとなれば、あんたのとは買う、あんたのとは買わんじゃなくして、これはある程度何十年かかけて、年度計画を立てて、ある程度の緊急性、高齢者の方から先に買うとか、そこら付近の計画を今後立てていかにゃいけんじゃろうというふうに思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

ありがたい答弁ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの辺にとどめ、延会したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時40分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則